

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について

一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託の申請について、下記の基準に従って審査を行うこととしたので公示する。

平成20年2月6日

中部運輸局長 中 田 徹

記

1. 用語の定義

「一般バス」とは、運行の態様にかかわらず自動車により乗合旅客を運送する一般乗合旅客自動車運送事業に係る運送で、高速バス（専ら一の市町村（特別区を含む。）の区域を超えて設定された概ね50キロメートル以上のキロ程の路線であって、停車する停留所を限定して運行する自動車により乗合旅客を運送するもの）以外のものをいい、定期観光バスを含むものとする。

2. 委託の要件

(1) 事業の管理を委託する運送の範囲は、次の各号を満たすこと。

地方バス路線の維持その他その事業効率化を図り、当該事業を継続して運営するため、管理の受委託を採らざるを得ないと認められるものであること。

委託に係る範囲は、委託者の一般バスに係る路線の長さ又は使用車両数に対する比率（以下「委託比率」という。）で1/2以内であること。

の規定にかかわらず、委託者が次の(イ)～(ホ)のすべてに該当する場合にあっては、委託比率を2/3以内とすることができる。

ただし、既に委託者が一般バスに係る路線の長さ及び使用車両数に対して1/2を超えて委託している場合であって、期間の終了に伴い管理の受委託を引き続き行うための申請、又は委託者が路線若しくは営業区域に係る事業計画を変更することに伴い委託路線若しくは委託に係る営業区域を変更する申請を行う場合にあっては、次の(イ)～(ホ)の要件は適用しない。

(イ)申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと

(ロ)申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超過190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限（禁止）の処分を受けていないこと

(ハ)申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと

(ニ)申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと

(ホ)申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)を発生させていないこと

(2)委託する業務には、運転業務、運行管理業務及び整備管理業務が含まれており、これらが一体的に委託されるものであること。

(3)委託する業務のうち、運行管理業務及び整備管理業務については、運行管理者及び整備管理者の選任並びに運行管理規程等の制定をも含めて委託するものであること。

なお、これに伴い必要となる関係官庁への届出等は、委託者が行うこと。

(4)受託者が委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業(以下「委託事業」という。)のために使用する事業用自動車その他の諸施設は、委託者が自ら行う事業の用に供する施設と明確に区分されていること。

(5)委託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

3. 受託者の要件

(1)受託者は、道路運送法第4条の許可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業者であること。

(2)受託者が既に一般旅客自動車運送事業を行っている場合にあっては、当該事業に関し法令等の違反により次の から のすべてに該当するものであること。ただし、既に受託している事業者が、期間の終了に伴い管理の受委託を引き続き行うための申請、又は委託者が路線若しくは営業区域に係る事業計画を変更することに伴い受託路線若しくは受託に係る営業区域を変更する申請及び地方公共団体からの要望に基づく場合の申請を行う場合にあっては、この限りでない。

申請日前3ヶ月間及び申請日以降に50日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと

申請日前6ヶ月間及び申請日以降に50日車を超え190日車以下の輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと

申請日前1年間及び申請日以降に190日車を超える輸送施設の使用停止処分又は使用制限(禁止)の処分を受けていないこと

申請日前1年間及び申請日以降に自らの責に帰する重大事故を発生させていないこと

申請日前1年間及び申請日以降に特に悪質と認められる道路交通法違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許運転、無車検

(無保険)運行及び救護義務違反(ひき逃げ)等)を発生させていないこと
(3)受託者が道路運送法第22条の2に規定する安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者である場合は、管理の受委託に係る輸送の安全性に関する方針が安全管理規程に記載されていること。

4. 委託事業に係る経営上の責任

委託に係る一般乗合旅客自動車運送事業(以下「委託事業」という。)の経営は、すべて委託者の名義で行い、第三者に対する経営上の責任は、委託者が負担するものであること。ただし、委託者が受託者の責任によって生じた損害について受託者に求償することを妨げるものではない。

5. 委託料

委託料については、委託事業に係る運送費等の諸経費が償われるものであること。また、委託料は、その算出の方法と基準が明確にされていること。

6. 許可の実施にあたって留意する事項

- (1)委託者及び受託者において、受委託に係る雇用等の労働条件に関し労使間で合意がなされていること。
- (2)受委託の許可申請に際しては、委託者及び受託者双方の労使間による受委託に関する協定書、確認書等の提出を求めること。
- (3)受委託の内容が、職業安定法(昭和22年法律第141号)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就労条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)に適合したものであること。

7. 管理の受委託の期間

管理の受委託の期間は原則として5年間とし、その更新にあたっても同様とする。なお、更新の申請は、当該期間の終了する2ヶ月前までにこれを行うものであること。

8. 輸送の安全等

- (1)委託事業が適確に運営されるとともに、輸送の安全が図られていること。
- (2)委託者と受託者の間には、委託事業に係る事業用自動車(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に定める事故を引き起こした場合その他緊急事態における緊急連絡体制及び協力体制が確立されていること。また、自動車事故報告書の提出は、委託者が行うこと。
- (3)監査実施の通知は、委託者あてに行うこととし、監査場所は、管理の受委託に係る部分のみの営業所とする。

なお行政処分等を行う場合の通知は、委託者あてに行い、車両停止等は、受委託に係る営業所の車両が対象となる。その際の違反点数は、委託者に累計する。

9. 許可書に付記する条件

管理の受委託の許可を行う際には、次の条件を付すこととする。

- (1) 中部運輸局長が管理の受委託の許可を行った事業に関し、事業上の報告をさせ、書類を提出させ又は職員を派遣して事業の状況を検査させようとするときは、受託者は、これを拒むことができないこと。
- (2) 中部運輸局長が、道路運送法に基づき命令を発したときは、受託者は、その実施につき委託者とともにその責に任じなければならないこと。
- (3) 委託者又は受託者が管理の受委託の許可を受けた事業の経営に関し、法令、法令に基づいてした処分又は処分に付した条件に違反しその他公共の福祉を害する行為をしたときは、中部運輸局長は、管理の受委託の許可を取り消すことができること。

附 則（平成20年2月6日 中運局公示第122号）

本公示は、平成20年2月6日以降に申請を受け付けたものから適用するものとし、『「一般乗合旅客自動車運送事業の管理の受委託について」(平成16年7月29日付中運局公示第45号)』は、廃止する。